

京都市会事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市会議長 田 中 明 秀

京都市会規程第3号

京都市会事務局規程の一部を改正する規程

京都市会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「課長補佐、担当課長補佐又は」を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第2項とする。

第5条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条第2項中「担当課長補佐、」を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)